八七 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第三十三条第五項及び第三十七条第七項の規定に基づき財務大臣の指定する両替業者及び外国為替取引業者を指定する件 三一 特7 五三

八八 所得税法第百八十九条第一項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件 三一 69 三〇

八九 所得税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件 三一 特7 五三

九〇 法人税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件 三一 特7 五三

九一 登録免許税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件の一部を改正する件 三一 特7 五三

九二 消費税法施行令第十四条の二第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、財務大臣が指定する資産の譲渡等を定める件の一部を改正する件 三一 特7 五三

九三 印紙税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、印紙税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件 三一 特7 五三

九四 租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件の一部を改正する件 三一 特7 五三

九五 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十九条第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する所得税法別表第二から別表第四までに定める金額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表を定める件の一部を改正する件 三一 特7 五三

九六 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十九条第一項第二号の規定に基づき、同号に規定する所得税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、印紙税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件 三一 特7 五三

九七 寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件 三一 特7 五三

一〇〇 日本赤十字社が募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件 三一 特7 五三

一〇一 輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件 三一 特8 一七五

一〇二 関税法施行令第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件の一部を改正する件 三一 特8 一八九

一〇三 輸入数量に基づく特別緊急関税の平成二十九年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件 三一 特8 一八九

一〇四 生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成二十九年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における輸入基準数量を定める件 三一 特8 一八九

一〇五 生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成二十九年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準数量並びに輸入数量に基づく特別緊急関税の平成二十九年度における輸入基準数量を定める件 三一 特8 一九〇

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

一 特定事業者責任比率の一部を改正する件 三〇 67 一〇三

二 再商品化義務総量の一部を改正する件 三〇 67 一〇三

三 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件 三〇 67 一〇三

四 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件 三〇 67 一〇三

五 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件 三〇 67 一〇五

六 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件 三〇 67 一〇七

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省

特定事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針を定めた件の一部を改正する件 三〇 67 一〇〇